

タックス・フラッシュ

2009年 第3号

2009年3月20日

< 本号の項目 >

・ 2008年の法人税年次申告

12月31日に会計年度の終了する企業は、2008年の法人所得税年次申告(AITR、以下、法人税年次申告という)を2009年4月30日までに済ませ、未払税金を納付しなければなりません。企業はAITRに関する具体的要件を知っておく必要があります。

・ 政府負担の従業員所得税

財務省と国税総局は政府負担の従業員所得税に関する複数の規制を公布しました。これは、景気悪化による困難を緩和することを目的として最近発表された財政刺激策の一部です。

・ その他の展開

ビジネス団体と商業省・工業省の間で、投資に関するネガティブリストの再検討の議論がなされています。外国の建設サービス業が認証を取得することを許容するためのいくつかの措置がとされました。

所得税年次申告(以下、会社の場合は、法人税年次申告、AITR)の期限が近づいています。2008年1月1日より発効した2007年国税通則法(KUP)では、会計年度終了後4ヶ月以内にAITRを行わなければならないとされています。これは2000年の税法よりも1ヶ月長くなっています。したがって、2008年12月31日に会計年度が終了する企業は、2008年AITRを2009年4月30日までに済ませなければなりません。未払税金(税法29条に定められる所得税が典型的)がある場合、AITRの提出前に全てを納付しなければなりません。

個人納税者の場合、所得税年次申告(AITR)の期間に変化はなく、年末から3ヶ月間です。したがって、2009年3月31日までに2008年のAITRを終了する必要があります。

所得税申告義務について留意すべきポイントは以下のとおりです。

・ 申告期間の延長

もし2008年のAITRの準備が期限までにできない場合、最長2ヶ月を限度として期

限を延長することができます。つまり、個人は 2009 年 5 月 31 日、企業は 2009 年 6 月 30 日まで申告期限を延長できます。以前の手続きと違って、期限延長のための国税総局長の認可は必要ありません。しかし、AITR の期限の前に公式な通知文書を国税総局に提出しなくてはなりません。2008 年の税債務の暫定的な計算を、対応する未払税金の支払の納税証明書 (SSP, tax payment slip) がある場合はそれとともに、通知文書に添付して提出しなければなりません。加えて、企業納税者の場合は、外部監査人による財務監査がまだ終了していない旨を確認したレターを添付する必要があります。2ヶ月の延長が不十分な場合、国税総局から許可を得ることで更なる延長が可能かどうかは税法 (KUP) には記載されていません。

・ 完全性基準

AITR のための「完全性基準」(completeness standard) が満たされているかを確認するための長いチェックリストがあります。例えば、AITR は資格のある人、つまり企業の幹部職員 (officer) により署名されなければなりません。原則として、ここで言う幹部職員は企業の定款にて規定される役員よりも広い意味です。しかし、確実を期すために、AITR には役員の署名を取り付けたほうが良いです。また、AITR の全ての欄は正確に記入されなくてはいけません。この点に関し、ある項目が空欄であることは「ゼロ」ということを意味しません。「ゼロ」という意味の場合は、AITR の欄には「0」もしくは「-」を記入します。不完全な AITR は国税総局に無視される、すなわち提出されなかったかのように扱われるかもしれないということに留意して下さい。

・ 申告手続き

従来の手続きと異なり、2008 年の AITR の提出ために、あなたもしくはあなたの会社が納税者として登録されている税務署 (KPP) に行く必要はありません。どの税務署にでも AITR を提出することができ、提出された AITR はその管轄税務署に転送されます。AITR は、あなた自身の、もしくはあなたの会社自身の証明書、課税対象年度、電話番号、そして税ステータス (ゼロ、過少もしくは過払い) についての情報とともに、封緘されなければなりません。税務署員は AITR を受領すると AITR の完全性のチェックをせずに受取証を発行します。国税総局は、過少払いもしくはゼロの場合は 2 ヶ月以内、過払いの場合は 14 日以内に AITR の完全性をチェックします。もしも国税総局が AITR が不完全であると決定した場合、国税総局は不足しているデータを補い完全にするか追加書類を 30 日以内に提供するよう申告者に要求します。もし要求されたデータや書類が提供されなかった場合、国税総局は当該 AITR を不完全とみなし、AITR の提出はなかったものとして認識されます。法令上は、AITR が完全性基準を満たした場合にその旨の確認書が申告者に送付されるかどうかについては何も書かれていません。

・ 第 25 条における所得税

企業の 2008 年の AITR では、2009 年中、毎月払いされる税法 25 条における月次前払所得税 (PPh25) の金額を記載しなくてはなりません。基本的には、ある年に支払われるべき PPh25 は前年の税債務額に基づかなくてはなりません。2008 年の AITR における問題は、2008 年の税率（限界所得税率 30%）より 2009 年の税率（28%）が低くなっていることです。私どもは、基本ルールが適用される一方で、「一括承認手続、PPh25」に関する Per-10/PJ/2009 により有利な条件が与えられると理解しております（「タックス・フラッシュ」2/2009 をご参照下さい）

・ 稅務調査の準備

国税総局は AITR を調査する権限を持っています。税務調査の対象としてある AITR を選ぶのに際しては、国税総局は多くの要因を考慮します。しかし、AITR において税金の過払いが開示されている場合は、国税総局は法律によって 12 カ月以内に過払い税金を還付するかどうかを決定しなければならないため、それが引き金となり申告日の 2-3 ケ月以内に税務調査が行われます。この点に関して、1 カ月ルールに注意する必要があります。すなわち、税務調査官により税務調査期間中に要求された書類は要求された日より一カ月以内に提出されなければならないというルールです。もし期限内に提出されなければ、税務調査官は当該書類を考慮しません。

政府負担の従業員所得税

財務省と国税総局は政府負担の従業員所得税に関する複数の規則を公布しました。これは、景気悪化による困難を緩和することを目的として最近発表された財政刺激策の一部です。

以下はその要約です。

- ・ この措置に該当する産業は、農業、プランテーション、育種、林業、漁業、製造業です。貴社が該当するかどうかは財務省規則 43/PMK.3/2009 の別表を参照のこと。
- ・ 一ヶ月の総収入（ボーナスや手当を含む）が最大 5 百万ルピアまでの従業員が適格となります。ある月にボーナスの受け取りなどにより 5 百万ルピアを超える収入があった場合は、その前月が適格であったとしても、その月に関しては対象外となります。
- ・ この措置による従業員所得税は 2009 年 2 月から同年 11 月までの従業員所得税 (PPh 21) です。
- ・ 政府負担の PPh21 は従業員に現金で支払われなければならず、通常会社負担となっている場合は損金算入できません。

- 雇用主は、月次及び年次の所得税年次申告の一部として、月次及び年次の所得税債務政府負担の税金支払について説明する必要があります。
- NPWP（納税者登録番号）を持っていない従業員も、2009年2月から6月の間はこの措置の適用を受ける資格があります。しかしながら、20%の課徴金を源泉徴収し、国庫に納付しなければなりません。7月以降についてはNPWPを取得するまでは免税措置を受ける権利を喪失します。

その他の展開

- インドネシア商工会議所 (KADIN)、外国企業商工会議所 (Amcham(アメリカ商工会議所), Britcham(イギリス商工会議所), Eurocha (ヨーロッパ商工会議所))、および商業省 (Ministry of Trade) の間で、現行の投資ネガティブリスト (DNI) の再検討の必要性について議論がなされています。提案のうちの一つは、いくつかの産業のインドネシア企業に対する外国企業による最大出資比率を引き上げることです。ネガティブリストの規定が資本市場を通じた株式の取得についてもカバーするのか否かについて明確にすることも求めています。
- 大統領令 77/2007 (大統領令 111/2007 により修正) の更なる修正が今年 10 月に予定される大統領選挙より前に公布されることが期待されています。
- 外資のエンジニアリング・建設・建設コンサルタント会社の認証について、現行規制では JPJK からの資格認証を得られないことが懸念され、問題となっていました。今の状況では、最終所得税にて、それらの企業にとって好ましくない税務上の扱い (訳注；認証を持たないため、3% (認証取得企業) ではなく 4% の最終税金、源泉分離方式による所得税が課せられる) が結果としてもたらされています。
- 建設サービス開発機関 (Construction Service Development Institution, LPJK) によれば、資格認証の手続きは 2008 年 11 月にドラフトされ、数ヶ月以内に新しい規則が公布されるだろうとのことです。LPJK は多くの外国建設会社が資格認証の取得を待望しているということを認識しています。

ご質問等の連絡先 下記の PWC の各専門家へご連絡ください その 1

アリ・マルディ ali.mardi@id.pwc.com	ティム・ワトソン tim.watson@id.pwc.com
アンソニー・アンダーソン anthony.j.anderson@id.pwc.com	アリ・ウидド ali.widodo@id.pwc.com
anton.manik@id.pwc.com	アイ・ティン・ファン ay.tjhing.phan@id.pwc.com
エンゲリン・シアギアン engeline.siagian@id.pwc.com	ヘル・スプリヤント heru.supriyanto@id.pwc.com

リリー・チタデウイ lili.tjitatadewi@id.pwc.com	ポール・ラマン paul.raman@id.pwc.com
マギー・マーガレット margie.margaret@id.pwc.com	ジム・マクミラン im.f.macmillan@id.pwc.com
ヌルヤディ・ムルヨディワルノ nuryadi.mulyodiwarno@id.pwc.com	レイ・ヒエディフン ray.headifen@id.pwc.com
ロベルトス・ウィナルト robertus.winarto@id.pwc.com	ヘンドラ・リー hendra.lie@id.pwc.com

ご質問等の連絡先 その2

ご質問等は、ジャパンデスクの北村浩太郎<hirotaro.kitamura@id.pwc.com>または、割石俊介<shunsuke.wariishi@id.pwc.com>まで、ご遠慮なくご連絡ください、ご質問の内容により PWC の各業種の税務専門家をご紹介申し上げます。

PT プリマ・ワハナ・チャラカ / プライスウォーターハウスクラース

PT Prima Wahana Caraka / PricewaterhouseCoopers,

Plaza 89, Jl. H.R. Rasuna Said Kav.X-7, NO.6

Jakarta 12920, INDONESIA ,

Telephone. +62 21 521 2901,

Fax. +62 21 52905555,

お断り

この日本語訳は、ジャパンデスクが作成していますが、原文が英語であることをご承知いただき、参考資料としてご利用ください。(英語の原文は、www.pwc.com/id から入手できます。)

また、作成に当っては細心の注意を払っておりますが、掲載情報の正確さ、記載内容や意見、誤謬や省略について当事務所が責任を負うものではありません。実務上、個々に記載している問題が発生した場合には、関連する法律・規則を参照し、適切な税務専門家のアドバイスを入手する必要があります。